

令和4年8月9日

文部科学大臣 末松 信介 殿
生徒指導提要の改訂に関する協力者会議委員 各位

安全な生徒指導を考える会



「生徒指導提要の素案」に対する要望書

拝啓 盍暑の候、ますますご清祥でご活躍のことと存じます。

私たち「安全な生徒指導を考える会」は、不適切な生徒指導で自殺に追い詰められた生徒の遺族らの立場で、これまでも要望を申し上げてきました。

令和4年7月22日 生徒指導提要の改訂に関する協力者会議(第8回)配布資料として示された生徒指導提要の素案では、「不適切な指導」という文言を目次に追加していただき、不適切な指導が不登校や自殺のきっかけになる場合もあることを、過去事例(福井池田町の自殺事案)を踏まえて記載していただきました。

その内容は、安全な生徒指導を考える会としても繰り返し要望させていただいたことでありましたので、子どもたちの生命と生徒指導の安全性について真摯にご検討いただいていることを感じております。

生徒指導提要の素案について、より一層安全な生徒指導をしていただくために重要なこととして以下のことを要望させていただきます。

繰り返しの要望となっておりますが、別紙も参照のうえ、改めてご検討をお願いいたします。

記

1、生徒指導の手順のフロー図を復活させること

現行の生徒指導提要(平成22年3月)第6章 P159(ウェブ版 P171)図表 6Ⅱ-1-1

2、不適切な指導になってしまう要素の具体例を盛り込むこと

以上

(別紙)

1、生徒指導の手順のフロー図を復活させること

現行の生徒指導提要(平成22年3月)では第6章 P159(ウェブ版 P171)に、図表 6Ⅱ-1-1(以下手順のフロー図と呼ぶ)として、生徒指導の進め方と留意点が図式化して示されています。(別添資料)

生徒指導の進め方を図式等で分かりやすく解説されることは、生徒指導を冷静に進め、適切な教育を児童生徒に届けるために大変重要な役割を果たします。適切な手順を踏んで行われる指導であれば、自殺するほど追い詰められることはないはずですが、手順のフロー図を少しでも多くの教職員に見ていただくことを望みます。

しかし素案では、その図は載せられておりません。現行の生徒指導提要の手順のフロー図を復活させることを強く求めます。

なお、素案では P157「少年非行への対応の基本」として手順とも取れるものが書かれています。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 正確な事実の特定2 児童生徒からの聞き取り3 本人や関係者の言い分の聞き取りと記録4 非行の背景を考えた指導5 被害者を念頭においた指導6 早期発見・早期対応の視点7 非行傾向を示す児童生徒への指導における考え方 |
|--|

しかし、実際の不適切指導による自殺事案の大半は、少年非行へのではなく、日常の生徒指導によって発生しています。

そのため、現行の生徒指導提要と同様に、生徒指導提要の手順を一般原則として、第1章「生徒指導の基礎」の P24「(2) 個別指導」もしくは P26「(2) チーム支援の留意点」のところに、手順のフロー図を示すことを求めます。

そのうえで、さらに安全な生徒指導にするために、手順のフロー図の内容に、指導後の対応を加筆することを求めます。

指導後に、児童生徒が行方不明になりその後自殺している事案があります。

指導後に一人にしない、児童生徒の精神状態を観察したり、なだめ役の教員を用意する、保護者に迎えにきてもらうなどの対応が、生徒の命を守るために必要です。

2、不適切な指導になってしまう要素の具体例を盛り込むこと

素案 P103 で不適切指導は、第3章「(5)部活動等における不適切な指導について」とされており、不適切指導は部活動の問題と読める内容になっています。

不適切指導は部活動だけに限らず、担任等による日常の生徒指導に関するものも多くあります。よって、第1章「生徒指導の基礎」の P14 「(4)安全・安心な風土の醸成」の次に「(5)不適切な指導について」として追加していただくとともに、その項目に、以下の内容を盛り込んでいただくことを強く求めます。

実際に発生した不適切な指導の事例を振り返ると、教員が不適切と自覚せずに行ったことが、不登校や自殺につながってしまっているという重大な課題があります。

不適切な指導になってしまう要素を具体的に記載することで、日常の指導に潜む危険に気づき、不適切な指導の予防につながる考えられます。

実際に発生した不適切な指導による児童生徒の不登校・自殺事案から不適切要素を検討し、注意喚起することを求めます。

不適切指導の具体例

- ① 児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する
- ② 組織的対応をせず、一人の教員の判断で指導する
- ③ 他の児童生徒の面前や、密室等の圧迫感のある場所で指導する
- ④ 大声で怒鳴る、ものを叩く投げる等の威圧的、感情的な言動で叱責する
- ⑤ 過去の指導内容まで引き合いに出してあれもこれもと指導する
- ⑥ なだめ役を作らず複数人で威圧的な指導をする
- ⑦ 指導後に教室に一人にする、一人で帰らせる
- ⑧ 児童生徒に連帯責任を負わせる

これらの留意点に、以下のように解説をつけることでより安全性が高まります。

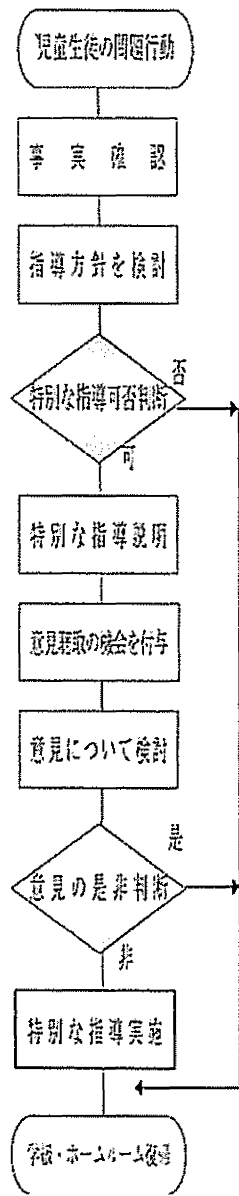
①児童生徒の言い分を聞かず、事実確認が不十分なまま思い込みで指導する

そもそも問題行動でもないことで理不尽な指導を受けている事例があります。生徒指導において、事実確認時に注意すべきは児童生徒の問題行動の有無です。問題行動をしているという思い込みによる不適切な指導は、児童生徒の心を傷つけ、自尊感情を低下させ、自殺の危険にもつながります。

別添資料

現行の生徒指導提要(平成22年3月)第6章 P159(ウェブ版 P171)

図表 6Ⅱ-1-1



特別な指導を進めるための留意点	
	留意点
事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・事情は個別に異なり、改致の範囲で対応すること ・すべての事象に矛盾のないように細部まで確認すること ・当該児童生徒自身が、事実をかくよう指導すること ・学校外の関係者・関係機関からの情報を参照にすること ・指導経過などは、個別の児童生徒ごとにまとめて保存し、事後の指導などに生かすこと
指導方針を検討	<ul style="list-style-type: none"> ・事案に基づいて指導方針を検討すること ・これまでの指導経過を明らかにし、事案をもとに、児童生徒個々に検討すること ・校内規定で定められた規範の基準に基づいて対応すること(公立の小・中学校・中学校においては自宅道順、自宅学習などを命じることができないので、一定期間、他の児童生徒と異なる場所での特別な指導をする) ・規範意識を高めるため、児童生徒自身が自ら考え、実行し、継続できる内容を盛り込むこと ・学習の基礎基本を指導し、学習が遅れないように配慮すること ・反省期間中に行われる学校行事や学級活動・ホームルーム活動などについては、状況に応じて出席させるなど、集団や社会の一員としての自覚、所属感をもたせるよう指導すること
特別な指導の可否判断	<ul style="list-style-type: none"> ・指導方針の検討を参考にし、校長が指導の可否を判断すること ・形式的・機械的・感情的・報復的、不公平・不当、安易・無責任など誤り判断のつづき判断を行わないこと ・指導の判断について、全教務に周知しておくこと
特別な指導の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に当たっては、保護者に事実関係と指導の内容を十分説明すること ・保護者の意向を十分に聞き、理解と協力が得られるようにすること
意見聴取の機会を付与	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から出された意見について、あらゆる角度から検討すること ・新たな事実が判明した場合は、すべて確認すること
意見について検討	<ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取は主に保護者からの訴求を聞くものであって、真意を得ることまで必要ではないこと
意見の是非判断	<ul style="list-style-type: none"> ・意見についての検討を参考にし、校長が、是非を判断すること ・意見が妥当であれば、特別な指導を行わずともカクラスへ戻すこと